

瀬戸内市障害者地域活動支援センター 指定管理者募集要項

瀬戸内市健康福祉部福祉課

瀬戸内市障害者地域活動支援センター指定管理者募集要項

「公の施設」の利便性や快適性の向上及び管理運営業務の合理化を図るため、瀬戸内市障害者地域活動支援センター条例第3条の規定に基づき、瀬戸内市障害者地域活動支援センターの管理運営業務を行う指定管理者をこの要項に定めるところにより、広く募集します。

1 瀬戸内市障害者地域活動支援センターの施設の概要

施 設 の 名 称	瀬戸内市地域生活支援センタースマイル（以下「障害者地域活動支援センター」という。）
所 在 地	瀬戸内市邑久町山田庄880番地1
設 置 目 的	障害者地域活動支援センターは、障害者等を通わせ、創作的活動、又は生産活動の機会の提供、社会との交流の促進、その他障害者等が自立した日常生活及び社会生活を営むために必要な支援を供与することを目的とする。
施 設 の 規 模	敷地面積 2,966㎡ 建物構造 鉄筋コンクリート造2階建 延床面積 779.93㎡ 開設年月日 平成16年10月1日
主 な 施 設	事務室、相談室、交流室、会議室、食堂、静養室等

2 スケジュール

指定管理者の応募から決定までのスケジュールは、概ね次のように予定しています。

詳細については、次項以降で確認してください。

	内 容	日 程
応 募	指定管理者募集に係る公告	令和8年9月2日
	指定管理者募集要項の交付	令和8年9月2日から令和8年9月7日まで
	募集内容に関する質疑の受付	令和8年9月2日から令和8年9月7日まで
	現地説明会の実施	令和8年9月7日
	質疑に対する回答	令和8年9月11日までに一括で回答
	応募の受付	令和8年9月11日から令和8年9月29日まで
	プレゼンテーション及びヒアリングの実施	令和8年10月19日
指 定 手 続 等	指定管理者の候補者選定（内定通知）	令和8年10月26日から令和8年11月2日まで
	指定管理者の指定（市議会による議決）	令和8年12月（予定）
	指定管理者選定の結果通知	令和8年12月下旬（予定）
	包括協定書の締結	令和9年1月中旬（予定）
	前任者からの引継ぎ	包括協定締結日から令和9年3月31日（予定）
	指定管理者による管理運営の開始	令和9年4月1日
	年度協定書の締結	令和9年4月1日

3 指定管理者の応募

(1) 申請資格

申請資格を有するものは、次のア及びイの要件をいずれも満たすことが必要です。

ア 充足要件

申請の時点で、次の2つの事項に該当するもの。

(7) 法人格を有する団体

- (イ) 本募集要項に定める施設において、障害者の日常生活及び総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）及び関係法令等で規定する地域活動支援センター（I型）運営事業を行う上で必要な有資格者及び職員数等の基準を満たす者

イ 制限事項

申請時点で、次の全ての事項に該当しないもの。

- (7) 会社更生法（平成14年法律第154号）、民事再生法（平成11年法律第225号）等の規定に基づき更生又は再生手続をしている法人等
- (イ) 瀬戸内市が行う建設工事等の請負又は物品の購入若しくは製造の請負の指名競争入札について指名留保又は指名停止措置を受けている法人等
- (ウ) 市税、消費税及び地方消費税を滞納している者
- (エ) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第11項の規定による指定の取消しを受けた時から2年を経過していない者
- (オ) 瀬戸内市における指定管理者の指定の手続において、その公正な手続を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者
- (カ) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
- (キ) 暴力団又はその構成員（暴力団の構成団体の構成員を含む。以下同じ。）若しくは暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しない者（以下「暴力団の構成員等」という。）の統制の下にある団体
- (ク) 役員（法人でない団体で代表者又は管理人の定めがあるものの代表者又は管理人を含む。）のうちに、次のいずれかに該当する者がいる団体
- (a) 破産者で復権を得ない者
- (b) 禁錮以上の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者
- (c) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（第32条3第7項を除く。）の規定に違反し、又は刑法（明治40年法律第45号）第204条、第206条、第208条、第208条の2、第222条、第235条若しくは第247条の罪若しくは暴力行為等処罰ニ関スル法律（大正15年法律第60号）の罪を犯し、罰金の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者
- (d) 暴力団の構成員等

(2) 募集要項等の交付

募集要項、仕様書は下記により行います。

ア 交付方法

窓口での交付または瀬戸内市のホームページからダウンロードしてください。

イ 交付期間

入 手 方 法	交 付 期 間	備 考
窓口での交付	令和8年9月2日（水）から 令和8年9月7日（月）まで	開庁日の午前9時から 午後5時まで
ホームページから ダウンロード	令和8年9月2日（水）から 令和8年9月7日（月）まで	

ウ 交付場所

瀬戸内市健康福祉部福祉課

〒701-4292 岡山県瀬戸内市邑久町尾張300番地1

ホームページアドレス <http://www.city.setouchi.lg.jp/>

(3) 応募の受付

応募書類は、窓口まで持参するか郵送してください。なお、FAX又は電子メール等による提出は一切受け付けません。なお、提出期限後における応募書類の変更及び追加は認めません。

ア 応募受付期間

令和8年9月11日（金）から令和8年9月29日（金）までの開庁日で午前9時から午後5時まで（郵送の場合は必着とする）

イ 受付場所

瀬戸内市健康福祉部福祉課

〒701-4292 岡山県瀬戸内市邑久町尾張300番地1

(4) 応募の書類

No.	提 出 書 類	作 成 上 の 注 意	様 式
	指定管理者指定申請書		別記様式
1	指定を受けようとする公の施設（障害者地域活動支援センター）の管理及び運営に関する事業計画書	瀬戸内市障害者地域活動支援センター指定管理者業務仕様書P.3第4業務内容を参照	様式2
2	定款、寄附行為、規約又はこれらに類する書類	最新のもの	
3	法人にあっては、当該法人の登記簿謄本	提出日の3ヵ月以内のもの	
4	この申請書を提出する日の属する事業年度の収支予算書		任意様式
5	法人概要	法人概要がわかる書類	任意書式
6	事業報告書	直近3ヵ年分 定款に定められているもの	任意様式

No.	提出書類		作成上の注意	様式
7	法人役員名簿及び理事長の経歴書		他の提出書類に記載のない場合	任意様式
8	障害者地域活動支援センターを運営している場合	概要	沿革、施設・設備の概要、業務の内容、利用状況、職員の配置状況等	任意様式
		諸規程	運営規程、就業規則、職員給与規程、経理規程等	任意様式
		職員名簿	性別、年齢、資格、常勤（正規・臨時区分）・非常勤の別、勤続年数を記載	任意様式
9	指導監査結果の写し		直近3ヵ年分	
10	市町村税等の納税証明書		未納のない旨を記載された証明書を提出してください。課税されない団体については、代表者のものを提出してください。 ・市内に事業所がある場合は市税（直近3ヵ年分） ・市内に事業所がない場合（直近3ヵ年分） 法人市民税 （個人市民税「代表者のみ」） 固定資産税	納税証明書

（注意）

ア 提出部数 正本1部・副本6部

イ 提出する書類は表紙を付け左綴じとし、目次を付けるとともに、書類ごとにページを付けてください。

ウ 提出する書類については、書類名（略称可）がわかるように右端にインデックスを添付し、A4版ファイルに綴じてください。

エ 書類の順番は、申請書、添付書類一覧の順に揃えてください。

オ 上記のほか、瀬戸内市が必要とする書類の提出を求めることがあります。

カ 提出書類は、理由の如何を問わず返却しません。

（5）応募に係る質疑

応募に係る質疑は、次により行ってください。

ア 質疑の方法

瀬戸内市障害者地域活動支援センター指定管理者募集に関する質疑票（様式1）

により、FAX、または電子メール（※件名の頭に瀬戸内市障害者地域活動支援センター指定管理者と明記してください。）で行ってください。なお、電話や来訪など口頭による質疑は受け付けません。

FAX 0869-24-8840 Eメール fukushi@city.setouchi.lg.jp

イ 質疑の受付期間

令和8年9月2日（水）午前9時から令和8年9月7日（月）午後5時まで（必着）

ウ 質疑に対する回答

令和8年9月11日（金）までに一括して全応募者に市ホームページ公表によりお知らせします。

（6）応募の辞退・応募書類の修正等について

ア 応募受付後に申請を辞退する場合は、プレゼンテーション及びヒアリング開始までに辞退届（様式4）を提出してください。

イ 応募書類の修正（軽微修正を除く。）はできません。

ウ 提出された応募書類は返却しません。

エ 事業計画書等の著作権は、申請者に帰属します。ただし、市は、指定管理者の決定の公表等必要な場合には、事業計画書等の内容が無償で使用できるものとします。

オ 申請に当たって、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている事業手法、維持管理方式等を使用した結果生じた責任は、申請団体が負うものとします。

カ 提出された応募書類は、瀬戸内市障害者地域活動支援センターの指定管理者募集に係る業務以外に使用することはありません。

（7）現地説明会

ア 申し込み先

説明会への参加を希望される場合は、令和9年9月4日（金）正午までに現地説明会参加申込書（様式3）をFAX、または電子メールでお知らせください。

なお、電話や窓口など口頭による申し込みは無効とし、参加者数は各団体2名までといたします。

FAX 0869-24-8840 Eメール fukushi@city.setouchi.lg.jp

イ 説明会日時及び集合場所

令和8年9月7日（月）午前10時から（1時間程度）

瀬戸内市地域生活支援センタースマイルの玄関ホールに集合

住所：瀬戸内市邑久町山田庄880番地1

※現地説明会の際には質疑応答は行いません。質問がある場合は、前記（5）の質疑の方法により、文書にてご提出ください。

（8）プレゼンテーション及びヒアリング

応募内容（提案）については、プレゼンテーション及びヒアリングを予定しています。

日程は令和8年10月19日（月）を予定しています。日時等を決定次第、全応募者にお知らせします。なお、プレゼンテーション及びヒアリングを行う順番は、応募の受付順とします。

（9）応募に当たっての留意事項

ア 応募書類に虚偽の記載があった場合は、失格とします。

イ 選定団体が、正当な理由なくして協定の締結に応じない場合は、指定管理者の選定の議決後においても、指定管理者の指定を取り消すことがあります。

ウ 協定締結及び協定発効以前に、事業の履行が確実でないと認められるとき又は社会

的に非難される事件を起こし、施設の運営に支障を来す等指定管理者としてふさわしくないと認められるときは、その指定管理者の指定を取り消し、協定を締結しないことがあります。

エ 応募予定者及び応募者は、選定委員及び関係市職員と本件応募についての接触（当然に、現地説明会・面接・公募に関する質問等、正当な行為を除く）を禁じます。接触の事実が認められた場合には、失格になることがあります。

オ 応募に関する費用は、すべて応募者の負担とします。

4 指定管理者の予定者となる団体の選定

（１）選定内容

指定管理者募集に係る応募者の順位付けを行い、第１位の者を指定管理者の予定者となる団体を指定管理候補者として選定します。

（２）審査内容

ア 第１次審査

応募者から提出された指定管理者指定申請書等の書類をもとに、募集要項に定めた資格・要件が備わっているかどうかを審査します。

イ 第２次審査

瀬戸内市公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例（平成１６年瀬戸内市条例第６７号）第１１条の規定により設置する「瀬戸内市障害者地域活動支援センター指定管理者選定委員会」（以下「選定委員会」という。）において、審査項目及び審査基準ごとに事業計画書等の審査を行い、総合的な評価を行います。

（３）審査項目及び審査基準

選定委員会が応募者を審査するにあたっては、次表による審査項目及び審査基準並びに配点ウエイトにより審査します。

審査項目及び審査基準	配点
【Ⅰ】施設の効用を最大限発揮するものであること ① 施設の設置目的との適合性 ② 創作活動又は生産活動の機会の提供 ③ 利用者に対するサービスの向上 ④ 利用促進、利用者増への取組み ⑤ 障害児・者への相談支援の充実（総合相談） ⑥ 実現の可能性	３０点
【Ⅱ】管理を安定して行う人的及び物的能力を有しており、又は確保できる見込みがあること ① 人的能力（管理運営組織） ② 物的能力 ③ 応募者の安定性、信頼性	２０点
【Ⅲ】指定管理業務の実施を通じて地域へ貢献できる見込みがあること ① 地域貢献 ② 収益の処分方法の提案 ③ 市内拠点の有無	２０点

【Ⅳ】応募者の実績		
① 類似施設の運営実績の有無		20点
② 実績やノウハウが施設管理運営に効果的か		
【Ⅴ】独自性の評価		
① 新規、魅力的な提案の有無		10点
	合計点数	100点

(4) 審査結果

審査結果は、全応募者に対して令和8年10月下旬に通知します。また、結果を公表します。

5 指定管理者の指定手続等

(1) 指定管理者の選定

ア 選定委員会による指定予定者の選定後に指定管理者の指定手続きとして、瀬戸内市議会において議決を経る必要があります。

イ 指定の議決があったときは、その旨を指定管理候補者に通知します。

(2) 協定の締結

前記(1)の手続の後、市と指定管理者候補者は協定書を締結することになります。協定書は、「包括協定」と「年度協定」の2つの協定書があります。この場合、必要に応じて指定管理者の提案に対し、応募内容の趣旨を変更しない範囲において修正を求めることができることとし、指定管理候補者はこの求めに応じなければなりません。

ア 包括協定

包括協定は、指定期間を通しての基本的事項に関する協定です。

イ 年度協定

年度協定は、年度ごとの業務に係る事項を定める協定です。

(3) 協定の主な内容

各協定書の主な内容は、次のとおりです。

ア 包括協定

- (ア) 業務に関する基本的な事項
- (イ) 指定期間に関する事項
- (ウ) 管理業務を行うにあたって保有する個人情報の保護に関する事項
- (エ) 事業報告・業務報告に関する事項
- (オ) 事業計画書に関する事項
- (カ) 緊急時の対応に関する事項
- (キ) 指定の取消し及び管理業務の停止に関する事項
- (ク) その他

イ 年度協定

- (ア) 当該年度の業務内容に関する事項
- (イ) 当該年度に市が支払うべき管理経費に関する事項
- (ウ) 当該年度の目標に関する事項
- (エ) その他

(4) 指定予定者又は指定管理者の指定を取り消した場合の措置

ア 指定予定者として選定された者、又は指定管理者が、次の(7)から(イ)の事項に該当した場合は、指定予定者としての決定、又は指定管理者の指定を取り消すこととします。なお、指定管理者の指定を取り消した場合は、市に生じた損害は指定管理者が賠償することとします。また、次期指定管理者が円滑かつ支障なく、瀬戸内市障害者地域活動支援センターの業務を遂行できるよう、引継ぎを行うものとします。

指定予定者としての決定が取消しとなった場合は、前記4の応募者の順位付けにおいて第2位に決定した応募者を指定予定者として選定することとします。(第2位の応募者について同様の事態が発生した場合は、第3位以降の応募者について順次同様に取り扱いします。)

(7) 瀬戸内市議会により議案が否決されたとき

(イ) 指定予定者又は指定管理者が倒産し、若しくは解散したとき、又は社会的に非難される事件を起こし、施設の運営に支障を来すおそれがあるとき

(ウ) 指定予定者又は指定管理者の提出書類に虚偽の記載があることが判明したとき

(エ) その他指定管理者に指定することが不可能となった場合、又は著しく不相当と認められる事情が生じた場合

イ 不可抗力等、市及び指定予定者、又は指定管理者双方の責めに帰すことのできない事由により、業務の継続が困難になった場合、事業継続の可否について協議するものとします。一定期間内に協議が整わないときには、それぞれ、事前に書面で通知することにより協定等を解除できるものとします。なお、次期指定管理者が支障なく円滑に施設の管理運営業務を遂行できるよう、引継ぎを行うものとします。

(5) その他

ア 前記(2)の協定は、指定という行政処分の附款であり、契約とは異なります。また、協定書で定めた事項については、基本的に改定は行いませんが、特別の事情があるときは、協議の上、協定の改定をすることができることとします。

イ 協定書締結後、指定管理者は、令和9年4月1日から管理運営業務が実施できるよう諸準備をしてください。

6 指定管理者の実施業務及び業務基準

(1) 指定管理者が行う業務

指定管理者が実施することとなる業務及びその基準については、別添「瀬戸内市障害者地域活動支援センター指定管理者業務仕様書」で定めるとおりとします。

(2) 実施業務の評価結果に伴う措置

事業の評価結果等により、指定管理者の業務が基準を満たしていないと判断した場合、是正勧告を行い、改善が見られない場合は、指定を取り消すことがあります。

7 指定期間

指定管理者が瀬戸内市障害者地域活動支援センターの管理を行う期間は、令和9年4月1日から令和12年3月31日までの期間とします。

8 経費に関する事項

指定管理者が企画、実施する各事業の収入等を指定管理者の収入とすることができますが、利用者に対して金銭の支払を求めることができるのは、法令等により規定されたもの及び当該金銭の使途が直接利用者の便益を向上させるものであって、当該利用者等に支払いを求めることが適当であるものに限ります。なお、本事業に係る経費のうち市が指定管理者に対して支払う金額等については次のとおりとします。

(1) 経費について

ア 指定管理料

- ・施設等の維持管理費 3, 570千円（令和9年度予定）
- ・基礎的事業 7, 000千円（令和9年度予定）

イ その他

- ・機能強化事業 3, 000千円（令和9年度予定）

(2) 会計年度区分

経理は会計年度（4月1日から翌年3月31日まで）ごとに区分してください。

(3) 会計の独立

指定管理者としての業務に係る会計については、他の会計と区分して経理し、別の会計帳簿を設け、別の口座（瀬戸内市障害者地域活動支援センター施設指定管理者業務専用口座）で管理してください。

(4) その他

指定管理者は、瀬戸内市障害者地域活動支援センター運営事業以外に、新たに自主事業を実施する場合は、事前に市に報告するものとし、新たな事業により指定管理料を上回る収支予定が見込まれる場合は、指定管理料について市と協議するものとします。

9 その他

(1) 応募等に係る経費

指定管理者業務の引継ぎなど、定められた指定管理期間外において必要な経費は、応募者が負担するものとします。

(2) 協定書の解釈に疑義が生じた場合、又は協定書に定めのない事項が生じた場合の措置市と指定管理者は誠意をもって協議するものとします。

10 添付資料

瀬戸内市障害者地域活動支援センター指定管理者業務仕様書

11 問い合わせ先

瀬戸内市健康福祉部福祉課

〒701-4292 岡山県瀬戸内市邑久町尾張300番地1

TEL 0869-24-8847 FAX 0869-24-8840

Eメール fukushi@city.setouchi.lg.jp